

## 多重債務にならないために

クレジットカードで買物しすぎたり、気軽にしたキャッシングで返済に困り、更にお金を借りるようになると、アツという間に「多重債務者」になります。困った時は早めに相談しましょう。



### 消費生活センターに相談すると



借金の返済ができなくなったら、早めに「債務整理」をするように、トラブルは解決できる、と助言されました。

どこからいくら借りているか整理し、法律の専門家に相談しました。今回は自己破産ではなく「任意整理」という方法で借金の返済をすることになりました。

#### 相談先

消費生活センター／法テラス・弁護士会・司法書士会

#### \* 借入規制 (総量規制)

無理な借入を防ぐため貸金業者からの借入は「収入の3分の1まで」となっています。(改正貸金業法)

#### 連帯保証人

連帯保証人は、契約者と同じ支払義務を負います。

#### 名義貸し

他人に自分の名義を貸すことです。人にクレジットカードを貸したり、自分名義で契約した携帯電話を貸したりすると、他人が使った場合でも、支払義務は名義人である自分にあります。

### 借金には「利息」がかかります

もっと知りたい

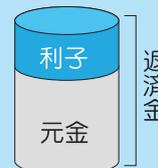
返済金 = 元金 + 利息

利率の上限は法律で定められています

10万円未満	10万円以上100万円未満	100万円以上
年20%	年18%	年15%

利息の計算

$$\text{元金} \times \text{年率} \times \frac{\text{〇日}}{365日} = \text{利息}$$



### 債務整理 4つの方法

#### 任意整理

▶ 貸金業者と債務の減額や返済期間について交渉し、合意した上で返済する。

#### 特定調停

▶ 簡易裁判所の調停委員により作成された返済計画に基づき返済する。

#### 個人再生

▶ 地方裁判所で債務を減額した返済計画が認められると、住宅ローンを払いながら家を手放さずに債務整理ができる。

#### 自己破産

▶ 地方裁判所に破産・免責の申立をし、免責が認められると債務の支払をしなくてもよくなる。

自分が払うことになるのか?

